

医療費の請求について

被扶養者が就職をしたにも関わらず、N T T 健康保険組合の保険証を提示して病院を受診した場合、当組合が負担した7割相当分の医療費を返還していただくことになります。

なお、被扶養者が他の医療保険にさかのぼって加入した場合、N T T 健康保険組合へ返還した医療費については、他の医療保険へ請求することができます。

(さかのぼる期間が長期にわたる場合は他の医療保険へ請求ができなくなることもありますのでご注意ください)

※請求可否・請求に必要な書類等、詳細は他の医療保険へ確認してください。

■ 他の医療保険への医療費返還請求の流れ

N T T 健保へ
医療費を返還

まずはじめに、N T T 健康保険組合から郵送される振込依頼書により医療費を返還してください。

診療報酬明細書
の申請

医療費返還後、当該医療費を他の医療保険に請求するにあたり、N T T 健康保険組合へ「診療報酬明細書」の申請をしてください。
なお、振込依頼書を使用せずに医療費の返還を行った場合は、N T T 健康保険組合が発行する「入金証明書」の申請も併せて必要になります。

(※)「診療報酬明細書」申請フローは[こちら](#)を参照願います。

医療費の請求

N T T 健康保険組合より届いた「診療報酬明細書」および振込依頼書の「払込金受領書」を、他の医療保険へ提出し、医療費を請求してください。
なお、振込依頼書を使用せずに医療費の返還を行った場合は、「払込金受領書」の代わりに「入金証明書」を他の医療保険へ提出してください。